



発行所  
社団法人 国民文化研究会  
(九州←東京→全国)  
東京都渋谷区東1-13-1-402  
振替 00170-1-60507  
電話 03-5468-6230  
FAX 03-5468-1470  
月刊「国民同胞」編集部  
毎月一回10日発行  
購読料 年間2000円

### 憲法が蝕む領土奪還の気概

—「八月十五日」を前に思ふ—

理事長 上村和男

去る七月七日から三日間に亘って、北海道・洞爺湖町で開催された主要

国首脳会議、所謂「G8サミット」の成果については、マス・メディアが報道してゐるので敢へて述べないが、主催国として議長の大役を果したはずの福田康夫首相の存在感が薄く、他国に伍してリーダー・シップを示さないまま閉幕したとの印象は拭ひ切れない。最も残念に思ったのは、北海道と目と鼻の先の「北方領土」の返還について一言も触れようとしなかったことである。

へ立ってゐない現状にある。これまで日本側の問題提起によつて、この問題は一九九〇〜九二年のG7サミットで取り上げられ、議長声明や政治宣言の中に「法と正義の原則に基づき外交政策を展開するとロシアの公約を歓迎する。領土問題の解決を通じた日露の正常化の基礎となる」と言つた文言が盛り込まれたし、二〇〇五年の欧州議会ではロシアに対して北方領土の返還を求める決議を採択してゐる。ところが、今回の洞爺湖サミットでは議長国でありながら北方領土問題を「封印」したのである。このことは外交の一貫性の見地からも全く解せないし、他の領土問題（尖閣諸島や竹島）にも少なからず影響を及ぼしたと言ふべきである。「相手の嫌がることはしない」と臆面もなく公言する総理

の下にあること不幸、不都合で済まされることではない。

不当にも島を追はれ老いて行く人の望郷の念は一方ならぬものがあると思ふし、異境の地で亡くなつた人も多いと聞く。その心情を総理が少しでも思ふならば、サミットといふ国際的圧力をかける絶好のチャンスは何としても活かすべきだった。

国土を保全し国民の生命・財産を守るために、必死になるのが「安全保障」の第一義である。そのためにはあらゆる機会を活用するのが外交のイロハである。北方領土問題は日露二国間の懸案だなどとして棚上げにした首相は、国家の安全保障の何たるかを認識してをられないのではないかと疑ひたくもなる。

かつてイギリスの首相サッチャー女史は、アルゼンチンが占領したフオー克蘭ド諸島の奪回に向け躊躇する素振りを見せなかつた。兵員輸送のためクイーンエリザベスII号まで徴用して戦つてゐる（一九八二年）。

今回のサミットでは、我が国の政治家が「国を守る意欲」「国を愛する意識」、即ち「国土に対する愛着の念」でいかに劣つてゐるかを見た思ひがする。その依つて来た原因が「平和を愛する諸国民の公正と信義に信

頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と決意した」とする憲法前文、「戦争放棄、戦力の不保持、交戦権の否認」を謳ふ第九条にあることは否定し難い。ここからは国土を守らうとする気概も、国を愛する念も生起して来ない。自国の安全と生存を他国に委ねることを麗々しく掲げる「憲法」を改めない限り、我が国の溶液は止まらないだらう。

十九世紀ドイツの法学者ルドルフ・フォン・イェーリングは『権利のための闘争』の中で、「隣国によつて一平方米の領土を奪われながら膺懲の拳に出ない国はやがて領土をまったく失つて国家として存立することをやめてしまふだらう」と述べてゐる。正しく至言と思ふ。

七月十四日に公表された中学社会科学習指導要領の解説書では、占拠する韓国側に配慮して竹島を「我が国固有の領土」と明記することを手控へた。これで騒ぐ韓国も異常な国だが、それ以上に我が政府の姿勢は正視出来ないほどに情けない。

まもなく六十三回目の八月十五日を迎へる。改めて「終戦の詔書」を繙き、祖国の明日を信じて散華された人々を偲び、祖国の真の再建に邁進すべきと思ふ。

進すべきと思ふ。